

横植協会 06-25 号
令和 6年 11月26日

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

条件付き輸入生果実関係

【条件付きベトナム産生果実の植物検疫実施細則の一部改正について】（輸入検査抽出数量の変更）

農林水産省植物防疫課から情報提供がありましたので、お知らせします。

【連絡の内容】

今般、ベトナム側との協議の結果、ベトナム産ドラゴンフルーツ、マンゴウ、れいし及びりゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則の一部を改正しましたのでお知らせします。

主な改正内容は、現地での植物防疫官の確認方法が立会制から査察制へ移行した点になります。

現在、条件付きベトナム産生果実の植物検疫証明書には植物防疫官の付記があり、[輸入植物検疫規程](#)の第1条第2項第1号の規定により、輸入検査の抽出量を減らしています。

査察制への移行に伴い、**2024年11月26日**付けの植物検疫証明書から植物防疫官の付記がなくなるため、通常通りの抽出量（輸入植物検疫規程別表1に掲げられている数量）に戻るようになります。

詳細については、06-25 別添 をご参照願います。

以上

事務連絡
令和6年11月26日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫班担当）

ベトナム産ドラゴンフルーツ、マンゴウ、れいし及びりゅうがんの各生果実に関する各植物検疫実施細則の一部改正について

今般、ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則（平成21年10月20日付け21消安第6671号消費・安全局長通知）、ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実に関する植物検疫実施細則（平成27年9月17日付け27消安第3322号消費・安全局長通知）、ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実に関する植物検疫実施細則（令和元年12月13日付け元消安第3903号消費・安全局長通知）及びベトナム産りゅうがんの生果実に関する植物検疫実施細則（令和4年11月18日付け4消安第4260号消費・安全局長通知）が別紙のとおり改正されたのでお知らせします。

また、本改正に伴い、検査証明書への植物防疫官の付記がなくなるため、下記のとおり輸入植物検疫規程第1条第2項第1号によらず同条第1項の規定が適用されますのでお知らせいたします。

つきましては、このことについて、貴協会会員への周知をお願いいたします。

記

1. 対象植物

- (1) ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種（ドラゴンフルーツ）の生果実
- (2) ベトナム産カッチュー種のマンゴウの生果実
- (3) ベトナム産ティエウ種のれいしの生果実
- (4) ベトナム産りゅうがんの生果実

2. 輸入検査での対応

令和6年11月26日以降に発給された検査証明書を添付し輸入された対象植物について、輸入植物検疫規程別表第1に掲げる数量について検査を行う。

ベトナム産ヒロセレウス・ウンダーツス及びヒロセレウス・ウンダーツスとヒロセレウス・コスタリケンシスとの交雑種の生果実に関する植物検疫実施細則（平成21年10月20日付け21消安第6671号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認</p> <p>(1) 検査の実施の確認</p> <p><u>植物防疫官は、告示5の規定に基づく告示3の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。</u></p> <p>ア <u>生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたことを確認すること。</u></p> <p>イ <u>検査の結果、検疫有害動植物、特にミバエ類がなかったことを確認すること。</u></p> <p>ウ <u>検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。</u></p> <p>(2) 消毒の実施の確認</p> <p><u>植物防疫官は、告示5の規定に基づく告示4の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u></p> <p>ア <u>蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心部の</u></p>	<p>2 植物防疫官による消毒及び検査の実施の確認</p> <p>(1) 検査の実施の確認</p> <p>ア <u>告示5の規定に基づく告示3の(1)の検査の実施の確認は、生果実のこん包数の5パーセント以上について、ミバエ類など検疫有害動植物がないことの確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u></p> <p>イ <u>アの植物防疫官による確認の結果、ミバエ類が発見された場合は、ベトナム植物防疫機関は、この原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以後の告示3の(1)の検査を行わないものとされている。この場合において、植物防疫官は、ベトナム植物防疫機関に調査を求め、又は必要に応じ共同して調査することを求めることができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(2) 消毒の実施の確認</p> <p><u>告示5の規定に基づく告示4の消毒の実施の確認は、次に掲げる確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを植物防疫官が確認することをもって行うものとする。</u></p> <p>ア <u>蒸熱処理施設において、飽和蒸気により、生果実の中心部の温度が一定の上昇率で摂氏43度まで上がり、引き続き飽和蒸気により当該中心部の</u></p>

温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 40 分間保持されたことを確認すること。

イ アの 40 分間において、蒸熱処理施設内の温度が摂氏 46.5 度以上に保持されたことを確認すること。

(削る)

3 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示 6 の (1) のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

(削る)

ア・イ (略)

(2) (略)

4 こん包場所の調査

植物防疫官は、こん包場所について、3 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1 年に 1 回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実のこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、当該こん包場所について、実地で調査するものとする。

5 輸出の停止

(1) 告示 3 の (1) の検査の結果、ミバエ類が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミバエ類が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、2 の (1) 又は (2) の確認の結果、検査又は消毒が的確

温度が摂氏 46.5 度に達した後、その温度以上で 40 分間保持されたことの確認

イ アの 40 分間において、蒸熱処理施設内の温度が摂氏 46.5 度以上に保持されたことの確認

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1) のア並びに (2) のア及びイの確認をしたときは、植物検疫証明書又はその写しの余白に当該植物防疫官の氏名を付記するものとする。

3 こん包及びこん包場所

(1) こん包

告示 6 の (1) のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。

ア こん包に収納する前に生果実を包装材料（通気孔を設ける場合は、当該通気孔の直径が 1.6 ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。

イ・ウ (略)

(2) (略)

4 こん包場所の事前確認

植物防疫官は、こん包場所について、3 の (2) の条件を満たすものであることを確認するため、毎年、原則として当該こん包場所の使用開始前に、当該こん包場所の確認がベトナム植物防疫機関により適切に行われたことを確認することができるものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時ベトナム植物防疫機関に確認を求め、その結果を確認することができるものとする。

(新設)

に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

6 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大ききで行われるものとされている。

- (1) (略)
- (2) 仕向地の表示
ア FOR JAPAN
イ 日本向け

7 輸入検査

輸入検査の手續及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 告示3の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合、告示6の封印がなされていない場合又は告示6のこん包若しくは束ねたこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。
- (3) (略)

5 表示

告示7の輸出植物検疫が終了している旨の表示は次の(1)の様式に、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に視認できる大ききで行われるものとされている。

- (1) (略)
- (2) 仕向地の表示
FOR JAPAN

6 輸入検査

輸入検査の手續及び方法は、規則及び規程によるもののほか、次の(1)から(3)までによるものとする。

- (1) (略)
- (2) 2の(3)の植物検疫証明書が添付されていない場合、5の表示が適切になされていない場合、告示6の封印がなされていない場合又は告示6のこん包若しくは束ねたこん包が破損若しくは開ひされている場合は、当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、植物防疫官が当該生果実の廃棄又は返送を指示することとする。
- (3) (略)

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。

改正後	改正前
<p>2 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 (削る)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示3の蒸熱処理施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として<u>1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、当該蒸熱処理施設及びこん包場所について、実地で調査するものとする。</u></p> <p>4 消毒及び検査の実施の確認</p> <p>(1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として<u>1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。</u> ア～ウ (略)</p> <p>(2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則とし</p>	<p>2 こん包及びこん包場所</p> <p>(1) こん包 告示6の(1)のこん包に通気孔を設ける場合は、次のいずれかの方法によるものとされている。 <u>ア 生果実をこん包に収納する前に包装材料（通気孔を設ける場合は、孔の直径が1.6ミリメートル以下のものに限る。）で包み込んでいること。</u> イ・ウ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 蒸熱処理施設及びこん包場所の調査 植物防疫官は、告示3の蒸熱処理施設及び告示6の(2)のこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、<u>毎年、原則として当該蒸熱処理施設及び当該こん包場所の使用開始前に、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の蒸熱処理施設及びこん包場所の指定のための調査と共同して、調査を行うものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めたときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u></p> <p>4 消毒及び検査の実施の確認</p> <p>(1) 消毒の実施の確認 植物防疫官は、告示5の消毒の実施の確認について、次により、原則として<u>ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。</u> ア～ウ (略)</p> <p>(2) 検査の実施の確認 植物防疫官は、告示5の検査の実施の確認について、次により、原則とし</p>

て1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した告示4の(1)の検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたことを確認すること。

イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがなかったことを確認すること。

ウ 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(削る)

5 輸出の停止

(1) 告示4の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、4の(1)又は(2)の確認の結果、消毒又は検査が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

6 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) (略)

てベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

ア 生果実のこん包数の5パーセント以上について、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群及びウリミバエがないことを確認すること。

イ アの確認の結果、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが発見されたときは、ミカンコミバエ種群又はウリミバエが付着した原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

(新設)

(3) 植物検査証明書

植物防疫官は、(1)により消毒が完全に行われたこと及び(2)のAにより検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検査証明書又はその写しの余白に氏名を付記するものとする。

(新設)

5 表示

告示7の輸出植物検査が終了している旨の表示は次の(1)の様式、仕向地が日本である旨の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとされている。

(1) (略)

(2) 仕向地~~が~~日本である旨の表示

ア FOR JAPAN

イ 日本向け

7 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検査証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこの包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

(2) 仕向地~~が~~日本である旨の表示

FOR JAPAN

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、植物検査証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合又はこの包が破損若しくは開ひされている場合には、当該生果実の廃棄又は返送を指示するものとする。

(3)・(4) (略)

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。

改正後	改正前
<p>3 くん蒸施設及びこん包場所の調査</p> <p>(1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設並びに告示6の(1)イ及び(2)イのこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、<u>ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、当該くん蒸施設及びこん包場所について、実地で調査するものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(2) (1)の調査において、1の(1)のくん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかより行うものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>4 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) <u>検査の実施の確認</u> 植物防疫官は、告示4の(1)の検査の実施の確認について、次により、<u>原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。合わせて、告示6の(1)ア及び(2)アのこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われたことについても確認を行うものとする。</u> ア <u>生果実のこん包数の5パーセント以上が検査されたことを確認すること。</u> イ 検査の結果、検疫有害動植物、特にミカンコミバエ種群がなかったこと</p>	<p>3 くん蒸施設及びこん包場所の調査</p> <p>(1) 植物防疫官は、告示3の(1)のくん蒸施設並びに告示6の(1)イ及び(2)イのこん包場所について、それぞれ1及び2の(2)の条件を満たすものであることを確認するため、<u>毎年、原則として、当該施設の使用開始前に調査を行うものとする。</u> <u>ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u></p> <p>(2) (1)の調査は、<u>原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向けれいし生果実のくん蒸施設及びこん包場所の指定のための調査を行うときに、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。</u></p> <p>(3) (1)の調査において、1の(1)のくん蒸施設の気密性の確認は、次のいずれかより行うものとする。 ア～ウ (略)</p> <p>4 検査及び消毒の実施の確認</p> <p>(1) 告示4の(1)の検査の実施の確認は、<u>れいしの生果実のこん包数の5パーセント以上について、ベトナム植物防疫機関が行う検査に立ち会うことにより行うものとし、合わせて、告示6の(1)ア及び(2)アのこん包について、ベトナム植物防疫機関による2の(1)の条件を満たしていることの確認が行われていることについても確認を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

を確認すること。

ウ 検査有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(削る)

(2) 消毒の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(2)の消毒の実施の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。

ア～ウ (略)

(削る)

5 輸出の停止

(1) 告示4の(1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見された場合は、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、4の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

6 (略)

7 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示4の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示6の(3)の封印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない

(新設)

(2) (1)の検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、ミカンコミバエ種群が付着した原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは以後の消毒の実施の確認を行わないものとする。

(3) 告示3の(2)の消毒の実施の確認は、次により、原則として、ベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

ア～ウ (略)

(4) 植物防疫官は、検査及び消毒を確認したときは、これを受けてベトナム植物防疫機関が発行した植物検疫証明書の余白に氏名を付記するものとする。

(新設)

5 (略)

6 輸入検査

(1) (略)

(2) 植物防疫官は、告示4の(1)の植物検疫証明書が添付されていない場合、告示5の植物防疫官による確認が行われていない場合、告示6の(3)の封

い場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3)・(4) (略)

印がなされていない場合、告示7の表示がなされていない場合、又はこん包が破損している場合には、当該生果実の廃棄又は返送を命ずるものとする。

(3)・(4) (略)

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。

ベトナム産りんごの生果実に関する植物検疫実施細則（令和4年11月18日付け4消安第4260号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>2 低温処理コンテナの指定 告示5の(2)の指定された低温処理コンテナについては、毎年、<u>輸出</u>の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消毒施設の調査 <u>植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設及び低温処理コンテナについて、低温処理施設にあっては1の(1)、低温処理コンテナにあっては1の(2)、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の低温処理施設及び低温処理コンテナの指定のための調査の記録により、調査が的確に行われたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、当該低温処理施設及び低温処理コンテナについて、実地で調査するものとする。</u></p> <p>5 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設の場合 ア 消毒の実施の確認 <u>植物防疫官は、告示5の(1)の消毒について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確</u></p>	<p>2 低温処理コンテナの指定 告示5の(2)の指定された低温処理コンテナについては、毎年、<u>調査</u>の開始前に、ベトナム植物防疫機関により記号・番号、指定年月日、所有者及び容積を記載した一覧表が作成され、植物防疫官に提出されるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 消毒施設の調査 <u>(1) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理施設について、1の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。</u> ア <u>原則として、毎年、当該施設の使用開始前に行うこと。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、使用期間中においても随時調査することができるものとする。</u> イ <u>原則として、ベトナム植物防疫機関が行う日本向け生果実の消毒施設の指定のための調査と共同して行うこと。</u> <u>(2) 植物防疫官は、告示5の消毒のための低温処理コンテナについて、1の(2)、2及び3の条件を満たすものであることを確認するため、次により調査を行うものとする。</u> ア <u>2の一覧表に掲げられているものであることを確認した上で行うこと。</u> イ <u>低温処理コンテナに生果実を積み込む前に行うこと。</u></p> <p>5 検査及び消毒の確認 (1) 低温処理施設の場合 ア 消毒の実施の確認 <u>告示5の(1)の消毒については、次により、原則として、植物防疫官がベトナム植物防疫機関と共同してその実施の確認を行うものとする。</u></p>

に実施されたことを確認するものとする。

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることが氷点法により確認されていたことを確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下になっていたことを、部屋ごとに、1の(1)のイの4か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、13日間摂氏1.3度以下であったことを確認すること。

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) 7の(2)のア及びウの条件を満たす場所で行われていたことを確認すること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナの場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した検査の実施記録により、検査が的確に実施されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、随時、実地での調査により検査が的確に実施されたことを確認するものとする。

(ア) (略)

(イ) 消毒の開始直前に、温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下になっていることを、部屋ごとに、1の(1)のイの4か所以上の生果実について確認すること。

(エ) (ウ)の確認後、引き続き生果実の中心部の温度が、13日間摂氏1.3度以下であることを確認すること。

イ 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

(ア) 6の(2)のア及びウの条件を満たす場所で行われていることを確認すること。

(イ)・(ウ) (略)

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)の確認の結果、生きたミカンコミバエ種群が発見されたときには、その原因について、ベトナム植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明し、改善措置がとられるまでは、以後の消毒の実施の確認を行わないこと。

ミカンコミバエ種群でない生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

(2) 低温処理コンテナの場合

ア 検査の実施の確認

告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査については、原則として、植物防疫官が立ち会い、次を行うことによりその実施を確認するものとする。

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 検疫有害動植物が発見されたときは、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないように措置されたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

植物防疫官は、告示7の(2)のイの輸出の時までの消毒の開始の確認について、次により、原則として1年に1回以上、ベトナム植物防疫機関が記録した消毒の実施記録により、消毒が的確に開始されたことを確認するものとする。ただし、植物防疫官が必要と認めるときは、これに加え、実地での調査により消毒が的確に開始されていることを確認するものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないものであったことを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、3の温度計の示度が正確であることが氷点法により確認されていたことを確認すること。

(ウ) 3のアの生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていたことを確認すること。

(エ) (略)

(削る)

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、低温処理コンテナの卸下後速やかに、次により、原則としてベトナム植物防疫機関と共同して行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであることを確認すること。

(イ) (略)

(ウ) ベトナム植物防疫機関から消毒の終了の確認前に提出された当該低温処理コンテナごとの温度センサーの較正記録及び告示5の消毒が開始された記録を確認すること。

(エ) (略)

(ア)・(イ) (略)

(ウ) (ア)及び(イ)の確認の結果、生きた検疫有害動植物が発見されたときには、検疫有害動植物の種類等に応じて、ベトナム植物防疫機関により、当該荷口が日本向けに発送されないための措置その他の必要な措置が講じられたことを確認すること。

イ 消毒の開始の確認

告示7の(2)のイの輸出の時までの消毒の開始の確認については、次により行うものとする。

(ア) 告示5の(2)のベトナム植物防疫機関により指定された低温処理コンテナであること及びき裂、損傷等がなく、検疫有害動植物が分散するおそれがないことを確認すること。

(イ) 消毒の開始直前に、3の温度計の示度が正確であることを氷点法により確認すること。

(ウ) 3のアの生果実の中心部の温度が予備冷蔵により告示5の(1)に定められた温度(摂氏1.3度)以下となっていることを確認すること。

(エ) (略)

(オ) ベトナム植物防疫機関により植物検疫証明書に告示4の(2)の封印の記号・番号が記載されていることを確認すること。

ウ 消毒の終了の確認

告示7の(2)のイの輸入の時までの消毒の終了の確認については、次により行うものとする。

(新設)

(ア) (略)

(新設)

(イ) (略)

(オ) (略)

(削る)

6 輸出の停止

(1) 低温処理施設において消毒が行われた場合であって、告示3の(1)のベトナム植物防疫機関による検査の結果、ミカンコミバエ種群が発見されたときは、直ちに日本国植物防疫機関に通報させるとともに、ミカンコミバエ種群が付着した原因が判明し、再発防止策について日本とベトナムとの間で合意されるまでは、以降の輸出を停止させるものとする。

(2) 植物防疫官は、5の(1)又は(2)の確認の結果、検査又は消毒が的確に実施されていないと判断された場合、その原因についてベトナム植物防疫機関と共同して調査するものとする。なお、ベトナム植物防疫機関は、その原因が判明するまでは、以降の輸出を停止するものとする。

7 (略)

8 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) (略)

(2) 仕向地の表示：ア FOR JAPAN
イ 日本向け

9 (略)

附 則

この通知は、令和6年11月26日から施行する。

(ウ) (略)

(3) 植物検疫証明書

植物防疫官は、(1)又は(2)により消毒が完全に行われたこと及び検疫有害動植物がないことを確認したときは、植物検疫証明書の余白に氏名を付記する。

(新設)

6 (略)

7 表示

告示8の輸出植物検疫終了の表示は次の(1)の字句に、仕向地の表示は次の(2)の字句によるものとし、こん包又は束ねたこん包の側面等の見やすい場所に、容易に確認できる大きさで行われるものとする。

(1) (略)

(2) 仕向地の表示：FOR JAPAN

8 (略)